

○総務省令第六十号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十四条の二第一項並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第九条第一項第一号ニ及び第二号ただし書（これらの規定を同令第十九条第一項において準用する場合を含む。）、第十条第一項第二号、第十一条第一項第二号、第十五条第三項、第十六条第一項第四号及び第四項、第十七条第一項第十号及び第三項、第二十条第一項第二号並びに第二十七条第六項第一号の二の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月三日

総務大臣 林 芳正

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲

げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(学校等の多数の人を収容する施設) 第十一条 令第九条第一項第一号ロ(令第十条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。)、令第十一条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。))及び令第十六条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。))においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。の総務省令で定める学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設は、それぞれ次のとおりとする。 〔一〇四 略〕 (高压ガスの施設に係る距離) 第十二条 令第九条第一項第一号ニ(令第十条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。))、令第十一条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。))及び令第十六条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。))においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の総務省令で定める施設は、次に掲げる施設(当該施設の配管のうち製造所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。)とする。 一 高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない高压ガスの製造のための施設(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律(令和六年法律第三十七号。以下この条及び第二十条の五の二において「水素等供給等促進法」という。))第十二条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けることができる高压低炭素水素等ガス(同項の高压低炭素水素等ガスをいう。以下同じ。))の製造のための施設を含む。)(高压ガスの製造のための設備が移動式製造設備(一般高压ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第二条第一項第十二号又は液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)第二条第一項第九号の移動式製造設備をいう。))である高压ガスの製造のための施設にあつては、移動式製造設備が常置される施設(貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るものを除く。))をいう。以下この号において同じ。))及び高压ガス保安法第五条第二項の規定により同項第一号に掲げる者が都道府県知事に届け出なければならない高压ガスの製造のための施設であつて、圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が一日三十立方メートル以上である設備を使用して高压ガスの製造(容器に充填することを含む。))をするもの 二 高压ガス保安法第十六条第一項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない貯	(学校等の多数の人を収容する施設) 第十一条 令第九条第一項第一号ロ(令第十条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。))、令第十一条第一項第一号及び第一号の二(同条第二項においてその例による場合を含む。))並びに令第十六条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。))においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。の総務省令で定める学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設は、それぞれ次のとおりとする。 〔一〇四 同上〕 (高压ガスの施設に係る距離) 第十二条 令第九条第一項第一号ニ(令第十条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。))、令第十一条第一項第一号及び第一号の二(同条第二項においてその例による場合を含む。))並びに令第十六条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。))においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。の総務省令で定める施設及び距離は、それぞれ次の各号に定める施設(当該施設の配管のうち製造所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。))及び距離とする。 一 高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない高压ガスの製造のための施設(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律(令和六年法律第三十七号。以下この条及び第二十条の五の二において「水素等供給等促進法」という。))第十二条第一項の規定により、経済産業大臣の承認を受けることができる高压低炭素水素等ガス(水素等供給等促進法第十二条の高压低炭素水素等ガスをいう。以下同じ。))の製造のための施設を含む。)(高压ガスの製造のための設備が移動式製造設備(一般高压ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第二条第一項第十二号又は液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)第二条第一項第九号の移動式製造設備をいう。))である高压ガスの製造のための施設にあつては、移動式製造設備が常置される施設(貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るものを除く。))をいう。以下この号において同じ。))及び高压ガス保安法第五条第二項第一号の規定により都道府県知事に届け出なければならない高压ガスの製造のための施設であつて、圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が一日三十立方メートル以上である設備を使用して高压ガスの製造(容器に充填することを含む。))をするもの 二十メートル以上 二 高压ガス保安法第十六条第一項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない

	蔵所（水素等供給等促進法第十七条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けることができる貯蔵所を含む。）及び高圧ガス保安法第十七条の二第一項の規定により都道府県知事に届け出なければならない貯蔵所 三 高圧ガス保安法第二十四条の二第一項の規定により都道府県知事に届け出なければならない液化酸素の消費のための施設 四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三条第一項の規定により経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。）の長の登録を受けなければならない販売所で三百キログラム以上の貯蔵施設を有するもの 2 令第九条第一項第一号ニの総務省令で定める距離は、二十メートル以上とする。ただし、耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置を講じた場合には、告示で定める要件を満たす距離を当該距離とすることができる。 （製造所及び一般取扱所の空地の特例） 第十三条 令第九条第一項第二号ただし書（令第十九条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の総務省令で定める措置は、次のとおりとする。 一 製造所又は一般取扱所と、当該製造所又は一般取扱所の作業工程と連続する他の作業工程の存する場所との間に小屋裏に達する防火上有効な隔壁を設けること。 二 次のイ及びロに掲げる措置を講ずること。 イ 危険物を取り扱う建築物その他の工作物（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。以下この条において「危険物を取り扱う建築物等」という。）の周囲で令第九条第一項第二号の表に定める幅の空地を保有することができない部分に、耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置を講ずるとともに、延焼防止上有効に冷却するための散水設備等を設けること。 ロ 危険物を取り扱う建築物等の主要な出入口（出入口がない場合には、当該建築物等の消防活動のために必要な道路等に面する部分）の周辺に、消防活動のための空地を保有すること。 2 令第九条第一項第二号ただし書の規定により、前項第二号に規定する措置を講じた場合には、告示で定める要件を満たす範囲内において、令第九条第一項第二号の表に定める空地の幅を減ずることができる。 3 令第九条第一項第二号ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合には、令第九条第一項第二号の表に定める幅の空地を保有しないことができる。 一 製造所又は一般取扱所の作業工程が他の作業工程と連続しているため危険物を取り扱う建築物等の周囲に令第九条第一項第二号の表に定める幅の空地を保有することにより当該製造所又
	貯蔵所（水素等供給等促進法第十七条第一項の規定により、経済産業大臣の承認を受けることができる貯蔵所を含む。）及び高圧ガス保安法第十七条の二の規定により都道府県知事に届出て設置する貯蔵所 二十メートル以上 三 高圧ガス保安法第二十四条の二第一項の規定により、都道府県知事に届け出なければならない液化酸素の消費のための施設 二十メートル以上 四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三条第一項の規定により経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならない販売所で三百キログラム以上の貯蔵施設を有するもの 二十メートル以上 〔新設〕 （空地の幅に関する防火上有効な隔壁） 第十三条 令第九条第一項第二号ただし書（令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同号の表に定める幅の空地を保有しないことができる場合は、製造所又は一般取扱所の作業工程が他の作業工程と連続しているため建築物その他の工作物の周囲に空地の幅をとることにより当該製造所又は一般取扱所の当該作業に著しく支障を生ずるおそれがある場合で、かつ、当該製造所又は一般取扱所と連続する他の作業工程の存する場所との間に小屋裏に達する防火上有効な隔壁を設けた場合とする。

は一般取扱所の当該作業に著しく支障を生ずるおそれがある場合において、第一項第一号に規定する措置を講じたとき。

二 第一項第二号に規定する措置を講じた場合において、告示で定める要件を満たすとき。

(高引火点危険物の製造所の特例)

第十三条の六 「略」

「2 略」

3 「略」

一 「略」

「イハ 略」

ニ 第十二条第一項各号に掲げる高圧ガスその他災害を発生させるおそれのある物を貯蔵し、又は取り扱う施設（不活性ガスのみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。） 二十メートル以上

「二五 略」

(屋内貯蔵所の空地の特例)

第十四条 令第十条第一項第二号ロ（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 貯蔵倉庫（令第十条第一項第二号の貯蔵倉庫をいう。以下同じ。）の周囲で同号の表に定める幅の空地を保有することができない部分に、耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置を講ずるとともに、延焼防止上有効に冷却するための散水設備等を設けること。

二 貯蔵倉庫の主要な出入口の周辺に、消防活動のための空地を保有すること。

2 令第十条第一項第二号ただし書（同条第二項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める要件を満たす範囲内において、令第十条第一項第二号の表に定める空地の幅を減ずることができる。

一 指定数量の倍数が二十を超える屋内貯蔵所（第七十二条第一項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）と他の屋内貯蔵所を同一の敷地内に隣接して設置する場合
当該屋内貯蔵所が当該他の屋内貯蔵所との間に保有する空地の幅が、令第十条第一項第二号の表に定める空地の幅の三分の一を下回らず、かつ、三メートルを下回らないこと。

二 第七十二条第一項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う二以上の屋内貯蔵所を同一の敷地内に隣接して設置する場合 当該屋内貯蔵所が相互間に保有する空地の幅が、〇・五メートルを下回らないこと。

三 前項第一号及び第二号に規定する措置を講じた場合 告示で定める要件を満たすこと。

3 令第十条第一項第二号ただし書の規定により、第一項第一号及び第二号に規定する措置を講じた場合において、告示で定める要件を満たすときは、令第十条第一項第二号の表に定める幅の空

(高引火点危険物の製造所の特例)

第十三条の六 「同上」

「2 同上」

3 「同上」

一 「同上」

「イハ 同上」

ニ 第十二条各号に掲げる高圧ガスその他災害を発生させるおそれのある物を貯蔵し、又は取り扱う施設（不活性ガスのみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。） 二十メートル以上

「二五 同上」

(屋内貯蔵所の空地の特例)

第十四条 令第十条第一項第二号ただし書の規定により、同号の表に定める空地の幅を減ずることができる範囲は、次のとおりとする。

一 指定数量の倍数が二十を超える屋内貯蔵所（第七十二条第一項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）が同一の敷地内に設置されている他の屋内貯蔵所との間に令第十条第一項第二号の表に定める空地の幅の三分の一の幅の空地を保有することができる範囲までであること。ただし、当該屋内貯蔵所の空地の幅は、三メートル未満とすることはできない。

二 第七十二条第一項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う二以上の屋内貯蔵所を同一の敷地内に隣接して設置するときは、当該屋内貯蔵所が相互間に〇・五メートルの幅の空地を保有することができる範囲までであること。

地を保有しないことができる。

（屋外タンク貯蔵所の空地の特例）

第十五条 令第十一条第一項第二号ロ（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 屋外貯蔵タンク（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）の周囲で令第十一条第一項第二号の表に定める幅の空地を保有することができない部分（当該屋外貯蔵タンクの周囲に設ける防油堤（第二十二条第一項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）の内部、第二十二条第二項第五号に規定する構内道路及び同項第六号に規定する道路又は空地を除く。）に、耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置を講ずるとともに、延焼防止上有効に冷却するための散水設備等を設けること。

二 防油堤を周囲に設けない屋外貯蔵タンクにあつては、当該屋外貯蔵タンクの周辺に、第二十二条第二項第五号ただし書の屋外貯蔵タンクにあつては、当該屋外貯蔵タンクの周囲に設ける防油堤の周辺に、消防活動のための空地を保有すること。

2 令第十一条第一項第二号ただし書（同条第二項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める要件を満たす範囲内において、令第十一条第一項第二号の表に定める空地の幅を減ずることができる。

一 引火点が七十度以上の第四類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所と他の屋外タンク貯蔵所を同一の敷地内に隣接して設置する場合 当該屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクが当該他の屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクとの間に保有する空地の幅が、令第十一条第一項第二号の表に定める空地の幅の三分の二を下回らず、かつ、三メートルを下回らないこと。

二 前項第一号（当該屋外貯蔵タンクが防油堤を周囲に設けない屋外貯蔵タンク又は第二十二条第二項第五号ただし書の屋外貯蔵タンクである場合には、前項第一号及び第二号）に規定する措置を講じた場合 告示で定める要件を満たすこと。

3 令第十一条第一項第二号ただし書の規定により、第一項第一号（当該屋外貯蔵タンクが防油堤を周囲に設けない屋外貯蔵タンク又は第二十二条第二項第五号ただし書の屋外貯蔵タンクである場合には、第一項第一号及び第二号）に規定する措置を講じた場合において、告示で定める要件を満たすときは、令第十一条第一項第二号の表に定める幅の空地を保有しないことができる。

（屋外貯蔵所の空地の特例）

第十六条 令第十六条第一項第四号ロ（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 柵等（令第十六条第一項第三号の柵等をいう。以下同じ。）の周囲で同項第四号の表に定める幅の空地を保有することができない部分に、耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置

（屋外タンク貯蔵所の空地の特例）

第十五条 令第十一条第一項第二号ただし書（同条第二項においてその例による場合を含む。）の規定により、同号の表に定める空地の幅を減ずることができる範囲は、引火点が七十度以上の第四類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所が同一の敷地内に設置されている他の屋外タンク貯蔵所との間に同号の表に定める空地の幅の三分の二の幅の空地を保有することができる範囲までとする。ただし、当該屋外タンク貯蔵所の空地の幅は、三メートル未満とすることはできない。

（屋外貯蔵所の空地の特例）

第十六条 令第十六条第一項第四号ただし書（同条第二項においてその例による場合を含む。）の規定により、硫黄等（令第十六条第一項第四号に規定する硫黄等をいう。以下同じ。）のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所が減ずることができる空地の幅は、当該屋外貯蔵所が同号の表に定める空地の幅の三分の一を保有することができる範囲までとする。

を講ずるとともに、延焼防止上有効に冷却するための散水設備等を設けること。 二 柵等の消防活動のために必要な道路等に面する部分の周辺に、消防活動のための空地を保有すること。 2 令第十六条第一項第四号ただし書（同条第二項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める要件を満たす範囲内において、令第十六条第一項第四号の表に定める空地の幅を減ずることができる。 一 硫黄等（令第十六条第一項第四号イに規定する硫黄等をいう。以下同じ。）のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所を設置する場合 同号の表に定める空地の幅の三分の一を下回らないこと。 二 前項第一号及び第二号に規定する措置を講じた場合 告示で定める要件を満たすこと。 3 令第十六条第一項第四号ただし書の規定により、第一項第一号及び第二号に規定する措置を講じた場合において、告示で定める要件を満たすときは、令第十六条第一項第四号の表に定める幅の空地を保有しないことができる。 （高層倉庫の基準） 第十六条の二 令第十条第一項第四号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準の全てに適合する貯蔵倉庫とする。 「一〇三 略」 （給油タンク車の基準の特例） 第二十四条の六 「略」 「2 略」 3 前項に定めるもののほか、給油タンク車の特例は、次のとおりとする。 「一・二 略」 三 給油設備は、次に定める構造のものであること。 イ 配管は、金属製のものとし、かつ、最大常用圧力の一・五倍以上の圧力で十分間水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。第二十五条の二第三号において同じ。）を行つたとき漏えいその他の異常がないものであること。 ロ 給油ホースは、最大常用圧力の二倍以上の圧力で水圧試験を行つたとき漏えいその他の異常がないものであること。 ハ 「略」 ニ 「略」 「四 略」 五 給油設備には、開放操作時のみ開放する自動閉鎖の開閉装置を設けるとともに、給油ホースの先端部には航空機又は船舶の燃料タンクの給油口に緊結できる結合金具（真ちゅうその他摩	を講ずるとともに、延焼防止上有効に冷却するための散水設備等を設けること。 二 柵等の消防活動のために必要な道路等に面する部分の周辺に、消防活動のための空地を保有すること。 2 令第十六条第一項第四号ただし書（同条第二項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める要件を満たす範囲内において、令第十六条第一項第四号の表に定める空地の幅を減ずることができる。 一 硫黄等（令第十六条第一項第四号イに規定する硫黄等をいう。以下同じ。）のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所を設置する場合 同号の表に定める空地の幅の三分の一を下回らないこと。 二 前項第一号及び第二号に規定する措置を講じた場合 告示で定める要件を満たすこと。 3 令第十六条第一項第四号ただし書の規定により、第一項第一号及び第二号に規定する措置を講じた場合において、告示で定める要件を満たすときは、令第十六条第一項第四号の表に定める幅の空地を保有しないことができる。 （高層倉庫の基準） 第十六条の二 令第十条第一項第四号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準の全てに適合する貯蔵倉庫とする。 「一〇三 略」 （給油タンク車の基準の特例） 第二十四条の六 「略」 「2 略」 3 前項に定めるもののほか、給油タンク車の特例は、次のとおりとする。 「一・二 略」 三 給油設備は、次に定める構造のものであること。 イ 配管は、金属製のものとし、かつ、最大常用圧力の一・五倍以上の圧力で十分間水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。第二十五条の二第三号において同じ。）を行つたとき漏えいその他の異常がないものであること。 ロ 給油ホースは、最大常用圧力の二倍以上の圧力で水圧試験を行つたとき漏えいその他の異常がないものであること。 ハ 「略」 ニ 「略」 「四 略」 五 給油設備には、開放操作時のみ開放する自動閉鎖の開閉装置を設けるとともに、給油ホースの先端部には航空機又は船舶の燃料タンクの給油口に緊結できる結合金具（真ちゅうその他摩	を講ずるとともに、延焼防止上有効に冷却するための散水設備等を設けること。 二 柵等の消防活動のために必要な道路等に面する部分の周辺に、消防活動のための空地を保有すること。 2 令第十六条第一項第四号ただし書（同条第二項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める要件を満たす範囲内において、令第十六条第一項第四号の表に定める空地の幅を減ずることができる。 一 硫黄等（令第十六条第一項第四号イに規定する硫黄等をいう。以下同じ。）のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所を設置する場合 同号の表に定める空地の幅の三分の一を下回らないこと。 二 前項第一号及び第二号に規定する措置を講じた場合 告示で定める要件を満たすこと。 3 令第十六条第一項第四号ただし書の規定により、第一項第一号及び第二号に規定する措置を講じた場合において、告示で定める要件を満たすときは、令第十六条第一項第四号の表に定める幅の空地を保有しないことができる。 （高層倉庫の基準） 第十六条の二 令第十条第一項第四号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準の全てに適合する貯蔵倉庫（令第十条第一項第二号の貯蔵倉庫をいう。以下同じ。）とする。 「一〇三 同上」 （給油タンク車の基準の特例） 第二十四条の六 「同上」 「2 同上」 3 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 イ 配管は、金属製のものとし、かつ、最大常用圧力の一・五倍以上の圧力で十分間水圧試験を行つたとき漏えいその他の異常がないものであること。 「新設」 「同上」 「同上」 「同上」 「四 同上」 五 給油設備には、開放操作時のみ開放する自動閉鎖の開閉装置を設けるとともに、給油ホースの先端部には航空機又は船舶の燃料タンク給油口に緊結できる結合金具（真ちゅうその他摩	を講ずるとともに、延焼防止上有効に冷却するための散水設備等を設けること。 二 柵等の消防活動のために必要な道路等に面する部分の周辺に、消防活動のための空地を保有すること。 2 令第十六条第一項第四号ただし書（同条第二項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める要件を満たす範囲内において、令第十六条第一項第四号の表に定める空地の幅を減ずることができる。 一 硫黄等（令第十六条第一項第四号イに規定する硫黄等をいう。以下同じ。）のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所を設置する場合 同号の表に定める空地の幅の三分の一を下回らないこと。 二 前項第一号及び第二号に規定する措置を講じた場合 告示で定める要件を満たすこと。 3 令第十六条第一項第四号ただし書の規定により、第一項第一号及び第二号に規定する措置を講じた場合において、告示で定める要件を満たすときは、令第十六条第一項第四号の表に定める幅の空地を保有しないことができる。 （高層倉庫の基準） 第十六条の二 令第十条第一項第四号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準の全てに適合する貯蔵倉庫（令第十条第一項第二号の貯蔵倉庫をいう。以下同じ。）とする。 「一〇三 同上」 （給油タンク車の基準の特例） 第二十四条の六 「同上」 「2 同上」 3 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 イ 配管は、金属製のものとし、かつ、最大常用圧力の一・五倍以上の圧力で十分間水圧試験を行つたとき漏えいその他の異常がないものであること。 「新設」 「同上」 「同上」 「同上」 「四 同上」 五 給油設備には、開放操作時のみ開放する自動閉鎖の開閉装置を設けるとともに、給油ホースの先端部には航空機又は船舶の燃料タンク給油口に緊結できる結合金具（真ちゅうその他摩	を講ずるとともに、延焼防止上有効に冷却するための散水設備等を設けること。 二 柵等の消防活動のために必要な道路等に面する部分の周辺に、消防活動のための空地を保有すること。 2 令第十六条第一項第四号ただし書（同条第二項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める要件を満たす範囲内において、令第十六条第一項第四号の表に定める空地の幅を減ずることができる。 一 硫黄等（令第十六条第一項第四号イに規定する硫黄等をいう。以下同じ。）のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所を設置する場合 同号の表に定める空地の幅の三分の一を下回らないこと。 二 前項第一号及び第二号に規定する措置を講じた場合 告示で定める要件を満たすこと。 3 令第十六条第一項第四号ただし書の規定により、第一項第一号及び第二号に規定する措置を講じた場合において、告示で定める要件を満たすときは、令第十六条第一項第四号の表に定める幅の空地を保有しないことができる。 （高層倉庫の基準） 第十六条の二 令第十条第一項第四号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準の全てに適合する貯蔵倉庫（令第十条第一項第二号の貯蔵倉庫をいう。以下同じ。）とする。 「一〇三 同上」 （給油タンク車の基準の特例） 第二十四条の六 「同上」 「2 同上」 3 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 イ 配管は、金属製のものとし、かつ、最大常用圧力の一・五倍以上の圧力で十分間水圧試験を行つたとき漏えいその他の異常がないものであること。 「新設」 「同上」 「同上」 「同上」 「四 同上」 五 給油設備には、開放操作時のみ開放する自動閉鎖の開閉装置を設けるとともに、給油ホースの先端部には航空機又は船舶の燃料タンク給油口に緊結できる結合金具（真ちゅうその他摩
--	--	---	---	---

擦等によつて火花を発生し難い材料で造られたものに限る。）を設けること。ただし、航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備の給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズル（手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものを除く。第二十六条第三項及び第四十条の三の七第一項において同じ。）を設ける場合は、この限りでない。

〔六 略〕

〔削る〕

七 略

（屋外貯蔵所の特例を定めることができる危険物）

第二十四条の十二の二 令第十六条第四項の蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物は、第十六条の二の七に規定する危険物とする。

（蓄電池により貯蔵される危険物の屋外貯蔵所の特例）

第二十四条の十二の三 蓄電池により貯蔵される前条に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所に係る令第十六条第四項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 前項の屋外貯蔵所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十六条第一項第一号及び第四号の規定は、適用しない。

一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備は、告示で定める基準に適合するキュービクル式（鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。）のものとする。

二 柵等の周囲に、幅三メートル以上の空地を保有すること。ただし、当該柵等から三メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該柵等から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもつて足りる。

三 指定数量の百倍以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、冷却するための散水設備をその放射能力範囲が危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備を包含するように設けること。

（引火性固体、第一石油類又はアルコール類の屋外貯蔵所の特例）

第二十四条の十三 第二類の危険物のうち引火性固体（引火点が二十一度未満のものに限る。以下この条において同じ。）又は第四類の危険物のうち第一石油類若しくはアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所に係る令第十六条第五項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

（航空機給油取扱所の基準の特例）

第二十六条 令第十七条第三項第一号に掲げる給油取扱所（以下この条、第四十条の三の七及び第

等によつて火花を発生し難い材料で造られたものに限る。）を設けること。ただし、航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備の給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズル（手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものを除く。第四十条の三の七において同じ。）を設ける場合は、この限りでない。

〔六 同上〕

七 給油ホースは、最大常用圧力の二倍以上の圧力で水圧試験を行つたとき漏えいその他の異常がないものであること。

八 同上

〔新設〕

〔新設〕

（引火性固体、第一石油類又はアルコール類の屋外貯蔵所の特例）

第二十四条の十三 第二類の危険物のうち引火性固体（引火点が二十一度未満のものに限る。以下この条において同じ。）又は第四類の危険物のうち第一石油類若しくはアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所に係る令第十六条第四項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

（航空機給油取扱所の基準の特例）

第二十六条 令第十七条第三項第一号に掲げる給油取扱所（以下この条及び第四十条の三の七にお

六十条の二において「航空機給油取扱所」という。）に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

〔2 略〕

3 前項に定めるもののほか、航空機給油取扱所の特例は、次のとおりとする。

〔一 略〕

一の二 航空機給油取扱所には、航空機に直接給油するための空地で次に掲げる要件に適合するものを保有すること。

イ 航空機（給油設備が給油タンク車である航空機給油取扱所にあつては、航空機及び給油タンク車（給油タンク車に添加装置（氷結防止剤等を燃料に添加するための装置をいう。以下この項及び第四十条の三の七第一項において同じ。）を接続する場合には、航空機、給油タンク車及び添加装置）が当該空地からはみ出さず、かつ、安全かつ円滑に給油を受けることができる広さを有すること。

〔ロ 略〕

〔二五 略〕

六 給油設備が給油配管及び給油ホース車である航空機給油取扱所は、前号イからハまで及びへの規定の例によるほか、次によること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 給油ホース車のホース機器は、第二十四条の六第三項第三号及び第五号本文に掲げる給油タンク車の給油設備の例によるものであること。

〔二・ホ 略〕

七 給油設備が給油タンク車である航空機給油取扱所において、給油タンク車に添加装置を接続する場合は、次によること。

イ 添加装置は、第二十四条の六第三項第三号イからニまでの規定の例によるほか、危険物の受入れ口が給油タンク車の給油ホースを緊結できる構造のものであること。

ロ 添加装置の給油ホースの先端部には、航空機の燃料タンクの給油口に緊結できる結合金具（真ちゆうその他摩擦等によつて火花を発生し難い材料で造られたものに限る。）を設けること。ただし、当該給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズルを設ける場合は、この限りでない。

ハ 添加装置には、当該装置の給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

ニ 添加装置には、転倒を防止するための適当な措置を講ずること。

4 第四十条の三の七第二項の航空機給油取扱所の特例は、前二項に定めるもののほか、次のとおりとする。

いて「航空機給油取扱所」という。）に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

〔2 同上〕

3 〔同上〕

〔一 同上〕

一の二 〔同上〕

イ 航空機（給油設備が給油タンク車である航空機給油取扱所にあつては、航空機及び給油タンク車）が当該空地からはみ出さず、かつ、安全かつ円滑に給油を受けることができる広さを有すること。

〔ロ 同上〕

〔二五 同上〕

六 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 給油ホース車のホース機器は、第二十四条の六第三項第三号、第五号本文及び第七号に掲げる給油タンク車の給油設備の例によるものであること。

〔二・ホ 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

一 前項第一号の二の空地は、給油中の航空機の排気が他の航空機の運航に支障を生じさせない広さを有すること。 二 航空機給油取扱所には、泡を放射することができる装置を備えた消防ポンプ自動車及び第四種の消火設備を設置すること。 (船舶給油取扱所の基準の特例) 第二十六条の二 [略] 2 略 3 前項に定めるもののほか、船舶給油取扱所の特例は、次のとおりとする。 一 船舶給油取扱所の給油設備は、固定給油設備又は給油配管等とすること。ただし、引火点が四十度以上の第四類の危険物のみを取り扱う給油設備は、給油タンク車(第二十四条の六第三項第五号本文及び第七号に定める基準に適合するものに限る。)とすることができる。 〔一の二く六 略〕 (危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例) 第二十八条の五十七 [略] 〔2・3 略〕 4 第二十八条の五十四第三号の一般取扱所(指定数量の倍数が十未満のものに限る。)のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第四号から第十二号まで及び第二十号イ(防油堤に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。 〔一・二 略〕 三 危険物を取り扱う設備(危険物を取り扱うタンク及び危険物を移送するための配管を除く。)は、キュービクル式のものとし、当該設備の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設けること。 〔四く十一 略〕 (著しく消火困難な製造所等及びその消火設備) 第三十三条 令第二十条第一項第一号の総務省令で定める製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所及び一般取扱所は、次の各号のとおりとする。 〔一 略〕 二 屋内貯蔵所にあつては、指定数量の百五十倍以上の危険物(第七十二条第一項に規定する危険物を除く。)を貯蔵し、若しくは取り扱うもの(高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)、貯蔵倉庫の延べ面積が百五十平方メートルを超えるもの(当該貯蔵倉庫が百五十平方メートル以内ごとに不燃材料で造られた開口部のない隔壁で完全に区分されているもの及び第二類又は第四類の危険物(引火性固体及び引火点が七十度未満の第四類の危険物を	一 前項第一号の二の空地は、給油中の航空機の排気が他の航空機の運航に支障を生じさせない広さを有すること。 二 航空機給油取扱所には、泡を放射することができる装置を備えた消防ポンプ自動車及び第四種の消火設備を設置すること。 (船舶給油取扱所の基準の特例) 第二十六条の二 [略] 2 略 3 前項に定めるもののほか、船舶給油取扱所の特例は、次のとおりとする。 一 船舶給油取扱所の給油設備は、固定給油設備又は給油配管等とすること。ただし、引火点が四十度以上の第四類の危険物のみを取り扱う給油設備は、給油タンク車(第二十四条の六第三項第五号本文及び第七号に定める基準に適合するものに限る。)とすることができる。 〔一の二く六 略〕 (危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例) 第二十八条の五十七 [略] 〔2・3 略〕 4 第二十八条の五十四第三号の一般取扱所(指定数量の倍数が十未満のものに限る。)のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第四号から第十二号まで及び第二十号イ(防油堤に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。 〔一・二 略〕 三 危険物を取り扱う設備(危険物を取り扱うタンク及び危険物を移送するための配管を除く。)は、キュービクル式のものとし、当該設備の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設けること。 〔四く十一 略〕 (著しく消火困難な製造所等及びその消火設備) 第三十三条 令第二十条第一項第一号の総務省令で定める製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所及び一般取扱所は、次の各号のとおりとする。 〔一 略〕 二 屋内貯蔵所にあつては、指定数量の百五十倍以上の危険物(第七十二条第一項に規定する危険物を除く。)を貯蔵し、若しくは取り扱うもの(高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)、貯蔵倉庫の延べ面積が百五十平方メートルを超えるもの(当該貯蔵倉庫が百五十平方メートル以内ごとに不燃材料で造られた開口部のない隔壁で完全に区分されているもの及び第二類又は第四類の危険物(引火性固体及び引火点が七十度未満の第四類の危険物を	一 前項第一号の二の空地は、給油中の航空機の排気が他の航空機の運航に支障を生じさせない広さを有すること。 二 航空機給油取扱所には、泡を放射することができる装置を備えた消防ポンプ自動車及び第四種の消火設備を設置すること。 (船舶給油取扱所の基準の特例) 第二十六条の二 [同上] 2 同上 3 同上 一 船舶給油取扱所の給油設備は、固定給油設備又は給油配管等とすること。ただし、引火点が四十度以上の第四類の危険物のみを取り扱う給油設備は、給油タンク車(第二十四条の六第三項第五号本文及び第八号に定める基準に適合するものに限る。)とすることができる。 〔一の二く六 同上〕 (危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例) 第二十八条の五十七 [同上] 〔2・3 同上〕 4 [同上] 〔一・二 同上〕 三 危険物を取り扱う設備(危険物を取り扱うタンク及び危険物を移送するための配管を除く。)は、キュービクル式(鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。)のものとし、当該設備の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設けること。 〔四く十一 同上〕 (著しく消火困難な製造所等及びその消火設備) 第三十三条 [同上] 〔一 同上〕 二 屋内貯蔵所にあつては、指定数量の百五十倍以上の危険物(第七十二条第一項に規定する危険物を除く。)を貯蔵し、若しくは取り扱うもの(高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)、貯蔵倉庫の延べ面積が百五十平方メートルを超えるもの(当該貯蔵倉庫が百五十平方メートル以内ごとに不燃材料で造られた開口部のない隔壁で完全に区分されているもの及び第二類又は第四類の危険物(引火性固体及び引火点が七十度未満の第四類の危険物を	一 前項第一号の二の空地は、給油中の航空機の排気が他の航空機の運航に支障を生じさせない広さを有すること。 二 航空機給油取扱所には、泡を放射することができる装置を備えた消防ポンプ自動車及び第四種の消火設備を設置すること。 (船舶給油取扱所の基準の特例) 第二十六条の二 [同上] 2 同上 3 同上 一 船舶給油取扱所の給油設備は、固定給油設備又は給油配管等とすること。ただし、引火点が四十度以上の第四類の危険物のみを取り扱う給油設備は、給油タンク車(第二十四条の六第三項第五号本文及び第八号に定める基準に適合するものに限る。)とすることができる。 〔一の二く六 同上〕 (危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例) 第二十八条の五十七 [同上] 〔2・3 同上〕 4 [同上] 〔一・二 同上〕 三 危険物を取り扱う設備(危険物を取り扱うタンク及び危険物を移送するための配管を除く。)は、キュービクル式(鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。)のものとし、当該設備の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設けること。 〔四く十一 同上〕 (著しく消火困難な製造所等及びその消火設備) 第三十三条 [同上] 〔一 同上〕 二 屋内貯蔵所にあつては、指定数量の百五十倍以上の危険物(第七十二条第一項に規定する危険物を除く。)を貯蔵し、若しくは取り扱うもの(高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)、貯蔵倉庫の延べ面積が百五十平方メートルを超えるもの(当該貯蔵倉庫が百五十平方メートル以内ごとに不燃材料で造られた開口部のない隔壁で完全に区分されているもの及び第二類又は第四類の危険物(引火性固体及び引火点が七十度未満の第四類の危険物を	一 前項第一号の二の空地は、給油中の航空機の排気が他の航空機の運航に支障を生じさせない広さを有すること。 二 航空機給油取扱所には、泡を放射することができる装置を備えた消防ポンプ自動車及び第四種の消火設備を設置すること。 (船舶給油取扱所の基準の特例) 第二十六条の二 [同上] 2 同上 3 同上 一 船舶給油取扱所の給油設備は、固定給油設備又は給油配管等とすること。ただし、引火点が四十度以上の第四類の危険物のみを取り扱う給油設備は、給油タンク車(第二十四条の六第三項第五号本文及び第八号に定める基準に適合するものに限る。)とすることができる。 〔一の二く六 同上〕 (危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例) 第二十八条の五十七 [同上] 〔2・3 同上〕 4 [同上] 〔一・二 同上〕 三 危険物を取り扱う設備(危険物を取り扱うタンク及び危険物を移送するための配管を除く。)は、キュービクル式(鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。)のものとし、当該設備の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設けること。 〔四く十一 同上〕 (著しく消火困難な製造所等及びその消火設備) 第三十三条 [同上] 〔一 同上〕 二 屋内貯蔵所にあつては、指定数量の百五十倍以上の危険物(第七十二条第一項に規定する危険物を除く。)を貯蔵し、若しくは取り扱うもの(高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)、貯蔵倉庫の延べ面積が百五十平方メートルを超えるもの(当該貯蔵倉庫が百五十平方メートル以内ごとに不燃材料で造られた開口部のない隔壁で完全に区分されているもの及び第二類又は第四類の危険物(引火性固体及び引火点が七十度未満の第四類の危険物を	一 前項第一号の二の空地は、給油中の航空機の排気が他の航空機の運航に支障を生じさせない広さを有すること。 二 航空機給油取扱所には、泡を放射することができる装置を備えた消防ポンプ自動車及び第四種の消火設備を設置すること。 (船舶給油取扱所の基準の特例) 第二十六条の二 [同上] 2 同上 3 同上 一 船舶給油取扱所の給油設備は、固定給油設備又は給油配管等とすること。ただし、引火点が四十度以上の第四類の危険物のみを取り扱う給油設備は、給油タンク車(第二十四条の六第三項第五号本文及び第八号に定める基準に適合するものに限る。)とすることができる。 〔一の二く六 同上〕 (危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例) 第二十八条の五十七 [同上] 〔2・3 同上〕 4 [同上] 〔一・二 同上〕 三 危険物を取り扱う設備(危険物を取り扱うタンク及び危険物を移送するための配管を除く。)は、キュービクル式(鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。)のものとし、当該設備の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設けること。 〔四く十一 同上〕 (著しく消火困難な製造所等及びその消火設備) 第三十三条 [同上] 〔一 同上〕 二 屋内貯蔵所にあつては、指定数量の百五十倍以上の危険物(第七十二条第一項に規定する危険物を除く。)を貯蔵し、若しくは取り扱うもの(高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)、貯蔵倉庫の延べ面積が百五十平方メートルを超えるもの(当該貯蔵倉庫が百五十平方メートル以内ごとに不燃材料で造られた開口部のない隔壁で完全に区分されているもの及び第二類又は第四類の危険物(引火性固体及び引火点が七十度未満の第四類の危険物を
---	---	---	---	---	---

除く。)のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)、軒高が六メートル以上の平家建てのもの又は令第十条第三項の屋内貯蔵所(建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているもの及び第二類又は第四類の危険物(引火性固体及び引火点が七十度未満の第四類の危険物を除く。))のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)

【三 略】

四 屋内タンク貯蔵所のうち、液体の危険物(第六類の危険物を除く。)を貯蔵し、又は取り扱うもの(高引火点危険物のみを百度未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)にあつては当該危険物の液表面積が四十平方メートル以上のもの、高さが六メートル以上のもの又はタンク専用室を平家建て以外の建築物に設けるもので引火点が四十度以上七十度未満の危険物に係るもの(当該建築物のタンク専用室以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く。)

五 屋外貯蔵所のうち、塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で容器に収納しないで貯蔵し、又は取り扱うものにあつては当該囲いの内部の面積(二以上の囲いを設ける場合にあつては、それぞれの囲いの内部の面積を合算した面積をいう。次条第一項第四号において同じ。)が百平方メートル以上のもの、令第十六条第五項の屋外貯蔵所にあつては指定数量の倍数が百以上のもの

【六 略】

2 令第二十条第一項第一号の規定により、前項各号に掲げる製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所及び一般取扱所並びに移送取扱所の消火設備の設置の基準は、次のとおりとする。

一 一次の表の上欄に掲げる製造所等には、同表の下欄に掲げる消火設備をその放射能力範囲が当該製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、当該屋外タンク貯蔵所のうち岩盤タンクに係る部分を除く。)、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所、移送取扱所(当該移送取扱所のうち移送基地内に存する部分に限る。以下この条において同じ。))又は一般取扱所の建築物その他の工作物及び危険物(給油取扱所にあつては、危険物(顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所にあつては、引火点が四十度未満のもので、顧客が自ら取り扱うものに限る。))に限る。)を包含するように設けること。ただし、高引火点危険物のみを百度未満の温度で取り扱う製造所及び一般取扱所にあつては、当該製造所又は一般取扱所の建築物その他の工作物を包含するように設けることをもつて足りる。

製造所等		消火設備
【略】	【略】	
屋内貯蔵所	軒高が六メートル以上の	【略】

除く。)のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)、軒高が六メートル以上の平家建のもの又は令第十条第三項の屋内貯蔵所(建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているもの及び第二類又は第四類の危険物(引火性固体及び引火点が七十度未満の第四類の危険物を除く。))のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)

【三 同上】

四 屋内タンク貯蔵所のうち、液体の危険物(第六類の危険物を除く。)を貯蔵し、又は取り扱うもの(高引火点危険物のみを百度未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)にあつては当該危険物の液表面積が四十平方メートル以上のもの、高さが六メートル以上のもの又はタンク専用室を平家建以外の建築物に設けるもので引火点が四十度以上七十度未満の危険物に係るもの(当該建築物のタンク専用室以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く。)

五 屋外貯蔵所のうち、塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、又は取り扱うものにあつては当該囲いの内部の面積(二以上の囲いを設ける場合にあつては、それぞれの囲いの内部の面積を合算した面積をいう。次条第一項第四号において同じ。)が百平方メートル以上のもの、令第十六条第四項の屋外貯蔵所にあつては指定数量の倍数が百以上のもの

【六 同上】

【同上】

一 【同上】

製造所等		消火設備
【同上】	【同上】	
軒高が六メートル以上の	【同上】	【同上】

〔略〕	〔略〕	平家建のもの又は令第十 条第三項の屋内貯蔵所	
		〔略〕	〔略〕

〔一の二〇四 略〕

（消火困難な製造所等及びその消火設備）

第三十四条 令第二十條第一項第二号の總務省令で定める製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所、第二種販売取扱所及び一般取扱所は、次の各号のとおりとする。

〔一〇三 略〕

四 屋外貯蔵所のうち、塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で容器に収納しないで貯蔵し、又は取り扱うものにあつては当該囲いの内部の面積が五平方メートル以上百平方メートル未満のもの、令第十六條第四項の屋外貯蔵所にあつては指定数量の倍数が三十以上のもの、令第十六條第五項の屋外貯蔵所にあつては指定数量の倍数が十以上百未満のもの、その他のものにあつては指定数量の倍数が百以上のもの（高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）

〔四の二・五 略〕

〔二・三 略〕

（航空機給油取扱所における取扱いの基準）

第四十條の三の七 令第二十七條第六項第一号の二の規定による航空機給油取扱所における取扱いの基準は、次のとおりとする。

〔一 略〕

一の二 給油するときは、当該給油取扱所の給油設備を使用して直接給油すること（給油タンク車に添加装置を接続して給油することを含む。）

二 航空機（給油タンク車を用いて給油する場合には、航空機及び給油タンク車（給油タンク車に添加装置を接続して給油する場合には、航空機、給油タンク車及び添加装置））の一部又は全部が、第二十六條第三項第一号の二の空地からはみ出たままで給油しないこと。

〔三 略〕

四 給油ホース車又は給油タンク車で給油するときは、給油ホースの先端を航空機の燃料タンクの給油口に緊結すること（給油タンク車に添加装置を接続して給油する場合には、給油タンク車の給油ホースの先端を添加装置の受入れ口に緊結し、かつ、添加装置の給油ホースの先端を航空機の燃料タンクの給油口に緊結すること）。ただし、給油タンク車の給油ホースの先端部（給油タンク車に添加装置を接続して給油する場合には、添加装置の給油ホースの先端部）

〔同上〕	〔同上〕	平家建のもの又は令第十 条第三項の屋内貯蔵所	
		〔同上〕	〔同上〕

〔一の二〇四 同上〕

（消火困難な製造所等及びその消火設備）

第三十四条 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 屋外貯蔵所のうち、塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、又は取り扱うものにあつては当該囲いの内部の面積が五平方メートル以上百平方メートル未満のもの、令第十六條第四項の屋外貯蔵所にあつては指定数量の倍数が十以上百未満のもの、その他のものにあつては指定数量の倍数が百以上のもの（高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）

〔四の二・五 同上〕

〔二・三 同上〕

（航空機給油取扱所における取扱いの基準）

第四十條の三の七 〔同上〕

〔一 同上〕

一の二 給油するときは、当該給油取扱所の給油設備を使用して直接給油すること。

二 航空機（給油タンク車を用いて給油する場合には、航空機及び給油タンク車）の一部又は全部が、第二十六條第三項第一号の二の空地からはみ出たままで給油しないこと。

〔三 同上〕

四 給油ホース車又は給油タンク車で給油するときは、給油ホースの先端を航空機の燃料タンクの給油口に緊結すること。ただし、給油タンク車で給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズルにより給油するときは、この限りでない。

	に設けた手動開閉装置を備えた給油ノズルにより給油するときは、この限りでない。 五 給油ホース車又は給油タンク車で給油するときは、給油ホース車のホース機器又は給油タンク車の給油設備（給油タンク車に添加装置を接続して給油する場合には、給油タンク車の給油設備及び添加装置）を航空機と電氣的に接続することにより接地すること。
2	令第二十七条第六項第一号の二の総務省令で定める給油取扱所は、航空機の前動機を停止させないで行う給油に係る業務について専門的知識及び技能を有する者（以下この条において「専門員」という。）が給油する場合に限り、航空機の前動機を停止させないで給油することができる航空機給油取扱所とする。
3	令第二十七条第六項第一号の二の規定による前項の航空機給油取扱所における取扱いの基準は、第一項の規定によるほか、次のとおりとする。ただし、航空機の前動機を停止させて給油する場合には、次に掲げる基準によらないことができる。 一 専門員以外の者は、給油に係る業務を行わないこと。 二 引火点が三十八度以上の第四類の危険物以外の危険物を給油しないこと。 三 専門員が行う業務は、次のイからニまでに掲げる専門員の区分に応じ、当該イからニまでに定めるものとする。 イ 給油管理者 給油設備のホース機器への危険物の供給を開始し、及び停止する操作を行い、かつ、ロに定める業務を管理する業務 ロ 給油要員 航空機に給油する業務 ハ 防火要員 第二十六条第四項第二号の消防ポンプ自動車及び消火設備の付近で待機し、火災その他の事故が発生したときは、消火その他災害の発生防止のための応急の措置を講ずる業務 ニ 給油監督者 給油に係る業務が適正に実施されるように監視し、及び監督する業務 四 給油するときは、次によること。 イ 危険物又は可燃性の蒸気が航空機の前動機の空気取入口に流入しないように必要な措置を講ずること。 ロ 航空機への積卸作業を行わないこと。 ハ 前号イからハまでに掲げる者は、相互に視認及び意思疎通ができる位置で業務を行うこと。
	（船舶給油取扱所における取扱いの基準） 第四十条の三の八 令第二十七条第六項第一号の二の規定による船舶給油取扱所における取扱いの基準は、前条第一項第三号の規定によるほか、次のとおりとする。 「一〇三 略」 （鉄道給油取扱所における取扱いの基準）
	五 給油ホース車又は給油タンク車で給油するときは、給油ホース車のホース機器又は給油タンク車の給油設備を航空機と電氣的に接続することにより接地すること。
	〔新設〕 〔新設〕
	（船舶給油取扱所における取扱いの基準） 第四十条の三の八 令第二十七条第六項第一号の二の規定による船舶給油取扱所における取扱いの基準は、前条第三号の規定によるほか、次のとおりとする。 「一〇三 同上」 （鉄道給油取扱所における取扱いの基準）

第四十条の三の九 令第二十七条第六項第一号の二の規定による鉄道給油取扱所における取扱いの基準は、<u>第四十条の三の七第一項第三号</u>の規定によるほか、次のとおりとする。 「一〇三 略」 （予防規程に定めなければならない事項） 第六十条の二 法第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、次項、第四項又は第六項に定める場合を除き、次のとおりとする。 「一〇八の五 略」 <u>八の五の二</u> 第四十条の三の七第二項の航空機給油取扱所にあつては、給油に係る業務を実施するための手順その他保安のための措置に關すること。 「八の六〇十四 略」 「二〇七 略」	第四十条の三の九 令第二十七条第六項第一号の二の規定による鉄道給油取扱所における取扱いの基準は、<u>第四十条の三の七第三号</u>の規定によるほか、次のとおりとする。 「一〇三 同上」 （予防規程に定めなければならない事項） 第六十条の二 「同上」 「一〇八の五 同上」 「新設」 「八の六〇十四 同上」 「二〇七 同上」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。